

近代日本地主制再考

—— 稲作技術史論の立場から ——

穂本洋哉

1. はじめに
2. 日本型集約稲作経営と規模の経済性
3. 小作料水準に関する理論的考察
4. 小作料（率）に関する実証的考察
5. むすび

1. はじめに

本稿は、近代日本の土地制度に関し、稲作技術史論の見地から、これまでの見解（いわゆる”寄生地主制”論）とは異なる、一つの視座を提供しようとするものである。この時期我が国では、資本制の大農経営がほとんど成立しなかったばかりか、幕末・明治初期までに展開を見た豪農の手作り経営すらも縮小に追い込まれ、代わって、少数の地主が集積した土地を高率小作料を徴収して零細農家に耕作させる地主・小作制度が支配的となっていた。この土地制度は、従来、その小作経営の零細性と小作料の現物性（米納制）ゆえに「封建制」に半ば依拠する「寄生」地主制として特徴づけられてきた。また、その高率小作料は、一方では、地主資金の製糸業・鉄道業・紡績業等の農外資本転化を可能にするとともに、他方では、農民の生活水準を極度に押し下げ、その結果農村は、家計補助的な農家副業と生存賃金での日雇、都市への出稼ぎ労働力の供給源として日本資本主義の一端に構造的に組み込まれていくことになった。「半封建貢租的」性格を永く残したままの高率地租とともに、寄生地主制に象徴されるかかる戦前期日本農業・農村の前近代性こそは近代日本資本主義の支柱であった、というのがこれまでの近代土地制度に関する代表的な見解であった。

こうした見解については、大きく、二つの特徴点を指摘できる。ひとつは歴史認識の問題であり、他のひとつは、事実関係の理解の仕方に関わる点である。前者、すなわち歴史認識について従来の見解のもっとも特徴的なことは、西欧、とくにイギリスの封建制から資本制への移行（発展段階

論) モデルを想定し、それとの対比において近代日本の性格を規定しようとしている点である。こうした方法に立つ限り、西欧モデルからの逸脱ないし彼我の乖離は、日本の特殊性もしくは段階的後進性として認識されることになる。状況が整えさえすれば近代日本農業にも「資本家的発展の展望も開けてくるはず」だが、そうならなかったのは専制明治国家による半封建貢租(高率地租)の収奪と半封建地代(高率小作料)徴収の重圧が上層農の手許の「萌芽の利潤」の形成を阻み、「下からの資本主義化のコースの可能性を奪い去」った結果である^{註1)}、とするのはまさしくそうした認識の表れである。だが、西欧モデルを普遍化し、それを一様に他の地域に適用することの妥当性の吟味は未だなされたことがない。イギリスの自生的発展パターンこそ特殊である、という議論も成り立つのである。そこにはまた、その時々国際環境のインパクトに対応しつつ急速に近代化を成し遂げなければならなかった後発諸国の多様な発展パターンを認める類型論^{註2)}的発想を見出すこともできない。まして、畑作を中心とする粗放的な西欧農法と異なり、我が国のような水田稲作にそもそも資本家的大農経営が成り立つのかといった農業技術論ないし地域風土論的発想^{註3)}は望むべくもなかった。次(第2)節では、これらの点——とくに大農経営の存否＝「規模の経済性」——につき、この時期までに確立・完成を見た日本型集約稲作の特質を明らかにしながら、技術(史)面から検討することとする。

第2の問題、すなわち寄生地主制に関する事実関係——小作料の「高率性」とその表裏・相互規定の関係にあるとされる都市への「低賃金」労働供給——の理解の仕方についての通説的見解は次のようなものである。「高率」小作料とは、「生産力の上昇部分を含めた全剰余が地主の手中に奪われ」、小作農にぎりぎりの最低生活を強いるような小作料をさし、また、「低賃金」の労働供給に関しては、工業部門の発展が日雇や出稼ぎ労働力を低賃金で吸引するとともに、農家副業を展開せしめることによって、かえって高率小作料を負担する小作農民経営の再生産を補強する役割を担ったこと、つまり、寄生地主制による高率小作料の下では、小作農は家族の再生産のために低賃金で日雇・出稼労働力を放出せざるを得ず、その賃金が小作料支払いにそのままあてられることもあり、「低賃金と高率小作料はまさに相互規定の関係にあった」^{註4)}としている。上述の歴史認識と併せ考えるならば、ブルジョア的発展が乏しく絶えず寄生地主化が進行していたまさにそのことが低賃金労働供給の原因となった、ということになる。だが、小作料が高率と言う時、何に対して高率なのであろうか？ また、果たして寄生地主制が高率小作料の原因であったのだろうか？ そもそも土地制度は本当に「寄生的」であったのであろうか？ 解明すべき点は多い。そこで第3節では、

註 1) 石井寛治『日本経済史』(東京大学出版会, 1991年) p.123および第3章(近代日本社会の形成)、4章(日本資本主義の確立)を参照。

註 2) 角山栄『経済史学』(東洋経済新報社, 1970年) pp.65~69。

註 3) 飯沼二郎『風土と歴史』(岩波書店, 1974年) 第II章(風土とはなにか) およびヒックス, J『経済史の理論』(日本経済新聞社, 1970年)を参照。

註 4) 石井『前掲書』P.238, 240。

小作料水準に関する理論的分析を通じ、戦前期我が国の小作料の高率性および寄生地主制についての通説の再検討を試みる積もりである。また、続く第4節では、『大正十年府県別小作慣行調査』を資料に用い、クロスセクション分析を中心に、第2、3節で提示した小作料に関する検討結果を検証する予定である。

2. 日本型集約稲作経営と規模の経済性

アジアの稲の中でも東アジアで多く栽培されたジャポニカ（日本型）種が、他の2つの稲：インディカ（印度型）種およびジャワ種に比べて集約栽培環境により適応的な品種であったことについてはすでに多くの指摘がある^{註5)}。また、ジャポニカ種の中でも白米種は、同種の赤米に比べ、灌漑・排水整備の行き届いた熟田において周到な水管理と肥培管理下で極めて高い土地生産力を発揮する多収性の稲であったことが知られている。かつて我が国においても、中世から近世にかけて、西南暖地を中心に印度型の赤米種がかなり広範囲に栽培されていたことがあったが、主として田地基盤の未整備な開墾地を中心に栽培されていたそれらの印度型の稲は田地の乾田化が進むにつれ次第に姿を消し、近世後半までには日本型の稲に置き換えられていた。また、印度型の稲の生育が困難な東北地方のような寒冷地および山間部等の高冷地では日本型の赤米種が盛んに栽培されていたが、これもまた、品種改良による耐冷性の強い白米種の登場によって明治後期までには姿を次第に消して行くこととなった。東アジアでは稀に見るほど高い土地生産性が早い時期から我が国で実現を見ていたのは、田地基盤整備と稲作栽培の集約化の進行に伴いジャポニカ種が本来持つ多収性の特性がいかに発揮された結果であった^{註6)}。

ところで、我が国の稲作栽培の集約化が本格的に展開を見るのは、畿内地方等一部先進地域を別とすれば、漸く近世期——その中・後期以降——のことであった。集約化の最大の理由は、中世期以来の人口増加が近世期に入っても続き、他方、開墾の余地の方が次第に減少したことにある。人口圧が、外延的拡大の可能だった中世期（＝「大開墾時代」）とは対照的に、近世期農業を徹底した既存耕地の効率＝集約利用化の方向に仕向けたのである。不耕作地（＝年荒）や休耕地（＝片荒し）の消滅、田地の乾田化と多毛作化の進展、犁耕の衰退と人力耕（＝鋤耕）の普及、肥料の多投化と購入肥料（＝魚肥）の登場、勤勉で周到に管理された家族労働力の多投（肥料採取・運搬・すき込み、除草、緻密な栽培・肥培管理、灌漑維持・管理）等に特色付けられる近世集約農法がここに確立を見る。中世期の集団的労働組織（＝「名別編成」）に代わり、幕藩体制下、行政および徴税面で大名の一円支配＝村落機構に深く組み込まれた本百姓とはかかる集約農業を直接担う農民家

註 5) 例えば、田中耕司「近世における集約稲作の形成」『稲のアジア史3』（小学館、1987年）

註 6) 速水佑次郎『農業経済論』（岩波書店、1986年）p.99の4-8図によれば、他の東アジアの諸国が1960～70年代に達成した反収水準を我が国ではすでに幕末・明治初期に実現していた。

族にほかならなかった^{註7)}。

近代化の始発期における我が国の高い農業生産力は、幕末期までに展開を見た集約稲作の近世的到達点であったと言えるが、その後の工業化を食糧供給面で支えた「明治農法」も、一方では在方の担い手＝老農を通じて、また他方では、政府主導の下^{註8)}での在来農法の組織的な普及とそのいっそうの前進にほかならなかった。政府施策のうち耕地整理法（明治38年改正）は、我が国固有の集約稲作の展開に適合するよう、これまでの灌漑・排水の整備、乾田化事業のいっそうの促進を目指したものである。また、明治に入って従来の魚肥（＝干鰯）に加えて北海道産の鯨類の普及、中国からの輸入大豆、過磷酸石灰・硫酸等の「人造肥料」（＝化学肥料）の増投が多肥化の傾向をさらに強めることとなった。品種面では、幕末期までに各地で選抜された優良品種：「白玉」、「大場」、「石白」が広域品種として普及、加えて、明治期になって新たに「神力」、「愛国」、「亀の尾」、「旭」が発見・育成されるなど多収性・耐肥性を中心に――寒冷地ではさらに耐寒性・早熟性の強化を目指して――改良が行なわれた。こうした方向は、後の大正・昭和戦前期以降の人工交配技術の発達によりいっそう強化されていくこととなる。一方、栽培技術面でも塩水による選種の徹底、短冊苗代の奨励、播種量の減少＝薄蒔きの指導、正条植の普及、1坪株数および1株本数＝栽植密度の低減化が説かれ、また肥培面でも、各地に蓄積された在来知識の周知、さらには外人教師による欧米からの農学（＝土壌肥料化学）がこれに加わり、成分（窒素・リン酸・カリ）分析・肥料試験を通じて、分肥（基肥、補肥・追肥）技術の向上と成分別施肥の適量化が図られた。このように、近代に入ってから稲作技術の展開は、これまでも増して高まる人口圧（急速な人口増加、都市化・工業化）を背景に、なによりも先ず、食糧増産＝土地生産性の確保・向上を目指したものであり、従来からの稲作農業をの基本をそのまま継承しつつ、さらにその集約的側面の強化を図るものとして位置付けることができよう。

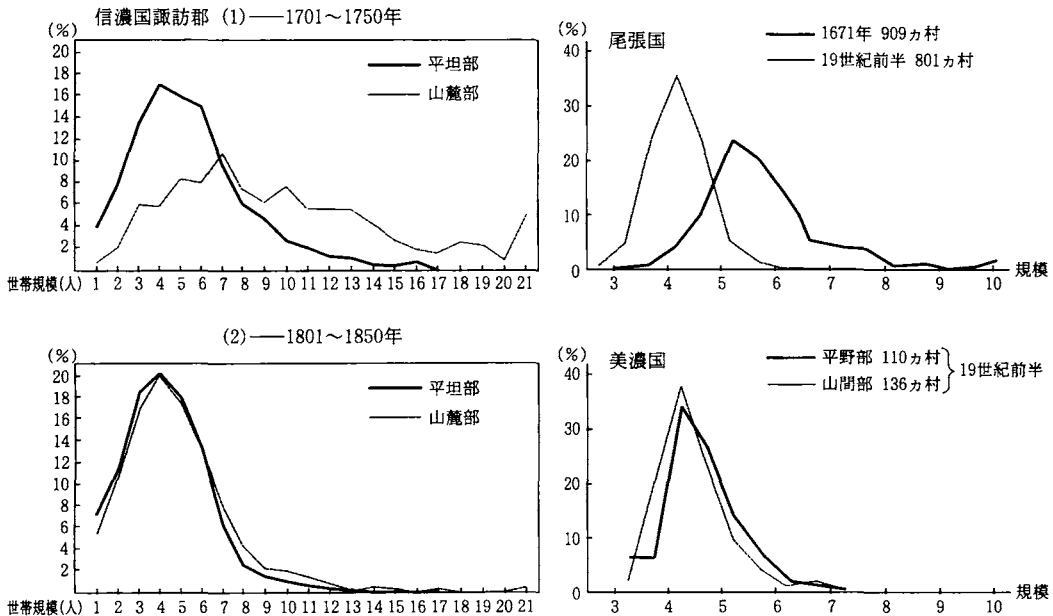
さて、我が国の稲作が、以上のように土地制約下、資本節約的（小型農具）、したがって労働使用目的（家族労働力の多投）で、しかも多肥栽培と品種改良を主たる技術内容とする限り、そこにはスケール・メリットが働く余地はほとんどなかったに違いない。投入要素は、肥料にせよ農具（鋤・鎌）にしる、細分化が可能であり、主要技術が品種改良や栽培・肥培管理、水管理等分割性の高いものであったこと、一部調整過程（脱穀）や揚水作業に労働節約的農具、機械（近世期の千歯扱き、踏車、大正・昭和戦前期には自動脱穀機、揚水ポンプ）が導入されていたものの、肝心の基幹作業＝耕耘過程に労働代替的な農具の大型化・機械化がなされなかったことなどがその理由であ

註 7) 以下、本節前半 5 ページまでの記述は磯本洋哉「日本農業の展望」東洋大学経済研究所『経済研究年報』第18号（1993年）および同「農業」尾高煌之介/他編『日本経済の200年』（日本評論社、1996年）に全面的に依っている。

註 8) この時期の勤農政策として農談会・農会の開催、農事巡回教師制度の発足、穀物検査制度の導入、同業組合の育成、水利組合条例・河川法・耕地整理法の制定、国立農事試験場の開設等があげられる。

る。明治期に全国的に普及を見る馬耕法は犁の導入を伴うもの——この点は近世期と明治農法の際立った相違点——であったが、「抱え持立犁」の呼称が物語るごとく、一馬力歩行用の人・畜併用農具にすぎず、耕耘の苦役の労働の節減効果よりは、むしろ多肥化に伴う追加的労働＝深耕の必要から導入されたものであった^{註9)}。したがって、大規模化がとくに有利である条件は我が国稲作農業にはほとんど見出せず、多肥化を基軸に農作業の緻密・長時間化を要求する「多労」型農業であったことを考慮すれば、むしろ小農こそ有利であったことさえ考えられるのである。この期の農業に関して家族労働の「勤勉性」^{註10)}、「家族労働の優越性」^{註11)}が言われる所以である。図1は近世農村（信州諏訪および濃尾地方）における農民家族規模の変遷を示したものである。観察期間を通じて平均家族規模が縮小し、しかも一定規模（4～5人）に収斂していく様子が判明するが、その背景として農業経営規模の縮小化・標準化がすでに近世期から始まっていたことを指摘できよう。こうした現象は、その開始時期は地域によって様々であったが、全国等しく観察されるところであり、当時の農業経営の最適規模が単婚小家族農業であったことを示すものとして注目される。

図1 近世期農家世帯規模の分布



出所：新保博／速水融／西川俊作『数量経済史入門』（日本評論社，1975年）p. 92（第4図）

出所：速水融『近世濃尾地方の人口・経済・社会』（創文社，1992年）p. 17（第1-6図）

註9) 金沢夏樹『水田農業を考える』（東京大学出版会，1989年）p. 173。

註10) 速水融「経済社会の成立とその特色」社会経済史学会編『新しい江戸時代史像を求めて』（東洋経済新報社，1977年）p.

註11) 和田照男「農法と経営」秋野正勝/他著『現代農業経済学』（東京大学出版会，1987年）p. 28。

もともと、規模の「経済性」の問題とは別に、老農技術の独占による経営の有利性が当時の比較的大規模農家である手作り地主に発生していた可能性はあったであろう。彼らは地主であると同時に自らも農事に長けた農業経営者でもあり、また、幕末・維新时期を通じ、村落社会の指導者として、さらには豪農として農事のみならず流通（農産物価格や肥料購入等）に関わる情報をいち早く入手できる立場にあったからである。だが、こうした手作り地主の有利性も、明治中・後期以降農学校の創設、米商組合・米改良組合の結成、国立農事試験場の設立（明治26年）、米穀生産者および販売者同業組合の結成（同30年）、米麦品種改良奨励費の交付（大正5年）等府県や中央政府による技術普及・指導、流通組織の整備、財政補助が強化されて行くなかで次第に消失し、またなによりも、在来の老農技術そのもののポテンシャルティがこのころまでに消尽していたのである^{註12)}。

したがって、こうした日本の集約農業において、もし、スケール・メリットが作用する面があるとするれば、それは稲作経営そのものよりは、田地基盤整備、とくに灌漑整備においてであったろう。稲の多肥栽培が十分な灌漑整備（＝乾田化）を前提としてはじめて成立することは既に述べた。我が国農業が古くから灌漑整備に力を注いできたことについては現存の溜池び河川灌漑施設の大半が明治以前に造られた佐賀平野の事例からも判明するが^{註13)}、明治に入ってから灌漑整備＝乾田化事業はさらに改善、促進された。この整備事業に当初直接携わったのが各地の豪農＝地主たちである。藩政時代前半期には大中河川工事・新田開発を中心に藩府の「御開作」や町人請負によるものが多かった。隠田に対する警戒から農民による開墾や畦畔整理は禁止さえされていたが、幕末が近づくと、庄屋・名主層の間でも開発工事が多く見られるようになっていた^{註14)}。長州藩の例に徴すれば、藩政府は、領民「撫育」と称して「経常会計」とは別に設けた「産業」特別会計を資金に、盛んに開発投資を行っていた^{註15)}。藩によって造成された田地は1万町歩にも及んだという^{註16)}。中でも西浦新御開作は、整然とした区画整理を伴う大規模な干拓事業として名高い。一方、幕末期に近い天保12年（1841年）に行なわれた同藩の領内300余ヶ村の村別経済調査『防長風土注進案』には、村方における中小河川工事・溝（灌漑・排水）工事等「百姓普請」や「自力開作」の事例が克明に記録されている^{註17)}。他村の質地となった土地の取り戻し＝村の再興と乾田化＝二毛作化・正条植実施を目指して行なわれた大原幽学による関東農村の農事改良も丁度このころのことだが^{註18)}、幕末期になると、交換分合を含む区画整理も多くなり^{註19)}、さらに、嘉永期岐阜地方の例

註12) 速水佑次郎『前掲書』は両大戦間期の農業成長率鈍化の理由を「老農に体化された在来技術のポテンシャルティの消尽」(p. 98)の結果と見ている。

註13) 八木宏典『水田農業の発展論理』(日本経済評論社、1983年) p.40の表Ⅱ-3-2を参照。

註14) 日本農業発達史調査会編著『日本農業発達史 1』(復刻版 中央公論社、1978年) pp.153、156、158。

註15) 穐本洋哉『前工業化時代の経済』(ミネルヴァ書房、1987年) 第8章「藩財政と経済政策」。

註16) 日本農業発達史調査会編著『前掲書』 p.156。

註17) 穐本『前掲書』 pp.1～2。

註18) 日本農業発達史調査会編著『前掲書』 p.163。

註19) 『上掲書』 p.171。

に見られるように^{註20)}、馬耕の導入に伴う区画整理も行なわれるようになった。明治期に入ると、灌漑・排水の改良工事、その末端工事である区画整理事業はあっそう増加した。地租改正（明治6年）による地主の土地私的所有権の確立により自由に田区の改良が可能になったこと、また明治20年代には、地租の固定と米価の高騰による小作料収入増加の期待から、反収向上の意欲が地主に改良工事を促したことがその主だった理由としてあげられる。ここに「耕地整理法」施行（明治32年）以前の田区改良の全盛期を迎えることとなるが、かかる改良事業は、小前の農民がそれぞれ個々に小規模に行なうよりも、大きな規模で行なった方がより効率的であったにちがいない。幕末期から明治期にかけて所謂「手作り地主」が各地に輩出する背景の一つにそうした田地基盤整備面での地主の主導性と開発規模の拡張による投資コスト低減の有利性（規模の経済性）があったことが十分想像される。改良事業がやがて地主の個々の所有地を越えてさらに大型化し、静岡県磐田郡の報徳社の事例にその端緒が示されているごとく、数人～十数人の集団的事業へと発展するのもしうした理由からであろう^{註21)}。ただし、それが個々の地主の手から離れ、地域集团的もしくは共同的になればなる程、個別の地主手作り経営の規模の大小と関わりなく開発の利得が発生し、開発地区全般の反収の向上に結びついたであろう。このことは、一方では、所謂「ただ乗り」問題を発生させ、その回避のため、開発実施の法的強制と財政出動（開発費半額の国庫補助）を伴う事業のあっそうの公共化を促し、他方では、個々の地主に帰属したであろう経営規模拡大の有利性を奪い去ることとなったのである。前者の結末は明治32年制定の「耕地整理法」であり、維新时期以降各地で展開を見た地主主導による”私的な”田区改良工事はここに”国家的”事業へと展開を遂げ、また、地主手作り経営の後退・挫折、地主の「寄生化」は後者の帰結に他ならなかった。なお、「耕地整理法」は明治38年に改正され灌漑・排水整備、さらに大正期の開墾助成法（大正9年）、用排水改良事業補助要項（同年）制定や制度金融の進展もあって、耕地整備は以後、完全に政府主導の下に進められることとなった。

3. 小作料に関する理論的考察

以下は、近代日本の小作料水準に関する理論的検討である。はじめに、通説的見解：近代日本の「高率」小作料の妥当性について、これまでなされた農業生産関数の計測結果を踏まえて、主に、要素（土地）分配率の観点から検討を加えることとする。次いで、投下農業労働量と賃金（もしくは限界生産力）水準に関する労働供給モデルを提示し、理論的に導出される競争地代との関わりを通して、小作料水準の高率性を吟味しよう。またその際、併せて、寄生地主制＝戦前期日本資本主

註20) 『上掲書』p.165～171。

註21) 『上掲書』p.174。

義の低賃金構造論に対する問題点を指摘することとする。

表1①, ②は、『農事調査』およびその他の資料を用いて新谷が行なった明治中期（1888年～1900年）における我が国稲作農業の生産関数の計測結果である^{註22)}。土地の生産弾性値 α_A は0.60～0.63, また, 経常財（肥料・その他） α_F は0.15～0.20と推定されている。計測はいずれも1次同次を仮定して単位労働当たり生産額に単位労働当たりの投下肥料, 土地を回帰させた場合の推定値であり, したがって, 労働の生産弾性値 $\alpha_L=0.20\sim0.22$ は, $\alpha_L=1-(\alpha_A+\alpha_F)$ によって求められている。すでに前節で示したように, 日本型集約稲作農業がスケール・メリットを持たず, 規模に対して中立的であったと考えられるので, 1次同次の仮定には問題はないと判断できよう。各要素とも結果は概ね安定的である。

比較のために近世期水稻についての計測値も併せて掲げておこう。表2は萩藩領300余ヶ村の村別経済調査『防長風土注進案』（天保期）に基づいて計測した19世紀中葉, 防長地方の農業生産関数の推定値の一覧である。労働の生産弾性値は0.30～0.60, 動物資本（馬）のそれは0.08～0.26, また肥料は0.12強であった。同じく1次同次を仮定しているが, ここでは土地当たり生産額（反収）に反当たりの投下労働, 資本, 肥料を回帰させているので, 土地の推定値が1よりの残差として求められている。土地の生産弾性値は0.4台を中心に, 最小0.34～最大0.65であった。計測によって各要素ともバラツキが目立つ。また, 表1の計測結果と比べて労働の弾性値＝生産貢献度が高く, 土地のそれが低いことが特徴である。この点, 表1が水稻についての計測結果であるのに対して, 表2は農業生産全体であることに留意が必要である。だが, 近世期に労働の生産弾性値が高いのは畜力耕が普及がせず, 耕耘がもっぱら人力に依存していたことの表れでもあろう。防長地方でも平野部では乾田化が進み, それとともに馬耕が行なわれていた可能性がある——こうした場合

表1 農業(水稻)生産関数計測結果一覧(戦前期)

		労働 α_L	肥料 α_F	土地 α_A	決定係数 R^2	資料
①	1888年	0.20	0.20 [2.61]	0.60 [2.66]	0.36	『農事調査』
②	1888, 1900年	0.215	0.154 [3.208]	0.631 [6.186]	0.702	『農事調査』(1888年)『稲田経済調査』(1900年)
③	1918年	0.221	0.227 [3.110]	0.552 [4.488]	0.466	『米の生産費に関する調査』
④	1926, 1935年	0.281	0.145 [3.085]	0.574 [6.833]	0.706	『米の生産費に関する調査』
⑤	1937～39年	0.2～0.3	0.30	0.4～0.5		東日本『米の生産費に関する調査』

[] 内はt値

出所①～④：新谷正彦『日本農業の生産関数分析』（大明堂、1983年）pp.82,131

⑤：大日一司・速水佑次郎編『日本経済の長期分析』（日本経済新聞社、1973年）p.39

註22) 新谷正彦『日本農業の生産関数分析』（大明堂、1983年），第5～8章参照。

表2 農業生産関数計測結果一覧（19世紀中葉、防長地方）

	労働	肥料	動物資本(牛)	同(馬)			土地	決定係数	備考
	α_L	α_F	α_{S1}	α_{S2}	γ	β	α_A	R_2	
①	0.473 [10.20]	0.120 [5.95]					0.407	0.516	
②	0.544 [3.93]		0.107 [0.94]		0.173 [5.43]		0.390	0.315	
③	0.494 [5.21]			0.083 [1.85]	0.085 [4.28]		0.338	0.514	
④	0.428 [4.61]		-0.081 [2.26]			0.417 [5.27]	0.653	0.366	
⑤	0.301 [3.98]			0.230 [6.51]		0.298 [4.53]	0.469	0.508	
⑥	0.604 [4.55]		-0.100 [2.64]				0.496	0.265	平野部
⑦	0.322 [2.40]			0.264 [2.63]			0.413	0.268	"
⑧	0.293 [3.19]			0.223 [6.48]			0.484	0.395	山間部

[]内はt値

資料：『防長風土注進案』（天保期）

出所：穂本洋哉『前工業化時代の経済』（ミネルヴァ書房、1987年）補論1

① : $(Y/A) = e^{\alpha_0} (L/A)^{\alpha_L} (F/A)^{\alpha_F}$

②~③ : $(Y/A) = e^{\alpha_0} (L/A)^{\alpha_L} (S_1/A)^{\alpha_{S1}} \gamma^E$ Eは全肥ダミー (E=0:全肥あり、E=1:全肥なし)

④~⑤ : $(Y/A) = e^{\alpha_0} (L/A)^{\alpha_L} (S_1/A)^{\alpha_{S1}} e^{\beta D}$ Dは地域ダミー (D=0:山間部、D=1:平野部)

⑥~⑧ : $(Y/A) = e^{\alpha_0} (L/A)^{\alpha_L} (S_1/A)^{\alpha_{S1}}$

には、生産関数計測例⑤、⑦、⑧が示すように、馬の生産貢献度が0.22~0.26となり、それに対応して労働の貢献度が0.29~0.32と下がり、明治期の推定値と近似する——が、当時この地方では畜力の7割以上が牛であった。牛は湿田向きで、乾田化とともに牛の農耕面での貢献は減少していた——計測②、④、⑥では牛の生産貢献度は皆無と推定されている——と思われる。馬耕が積極的に導入された近代に比べ農耕面での畜力の貢献は全体としては少なく、結局稲作は人力中心であった。また、近世期に土地の生産弾性値が相対的に低いのは土地の基盤整備がなお不十分であったことの反映という説明も可能である。このことは、逆に、その後の積極的な土地改良事業の展開が明治期以降の高い土地の生産貢献度の重要な要因であったことも意味している。

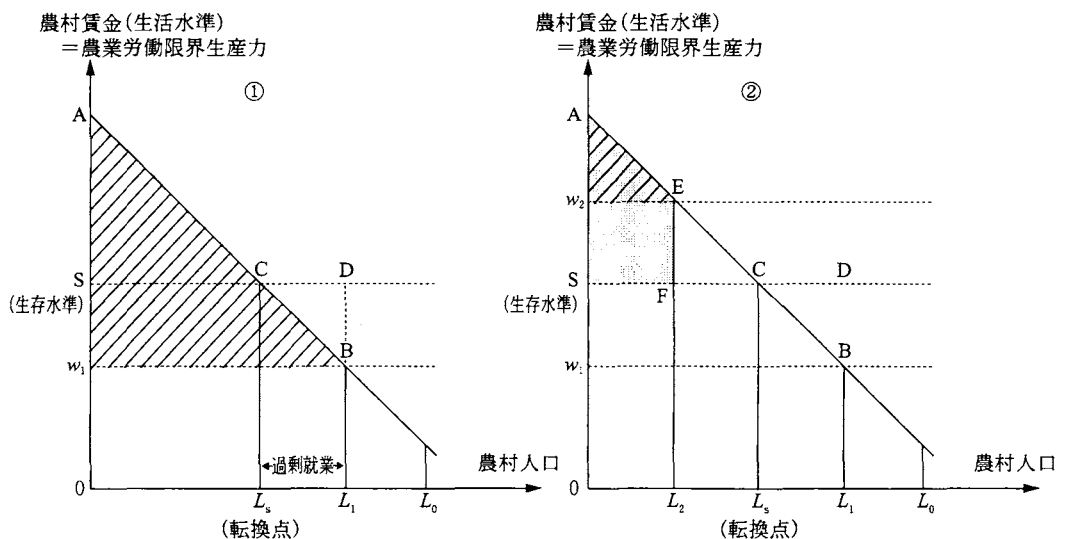
ところで、寄生地主制との関連で最も興味深いことは、上記明治前期における土地の生産弾性値 ($\alpha_A = 0.60 \sim 63$) が当時の小作料率の水準 (65%前後:後出20ページのグラフ2参照) に近似しているという点である。この点は大正期についても指摘できる。新谷が資料『米の生産費に関する調査』に基づいて計測した土地の生産弾性値は、表1③に示したように、0.55であった。土地弾性値の相対的低下は他要素の生産貢献度が上昇した——魚肥や油粕主体の金肥に代わる大陸からの輸入肥料(大豆粕)や化学肥料産業の発達による肥効の上昇、耐肥性品種の改良、肥培技術の進歩の結果^{註23)}、経常財(肥料)の弾性値が藩政期よりも近代で高くなった(0.12:表2①)→0.22:表1

註23) 新谷正彦『上掲書』p.117の第1表で近代に入って時代とともに肥料の生産弾性値が趨勢的に上昇していることが生産関数分析によって確かめられている。

③) —ためと思われるが、他方、後に（次節で）詳細に見るように、『大正十年府県別小作慣行調査』によると、小作料率の方も、明治期よりも10%ポイント程低下して、全国平均で54.2%（「契約小作料」）であった。両者はここでもほとんど近似している。小作料は、理論的には土地に帰属する地代部分（地主の取り分）であり、したがって小作料率は土地分配率に外ならず、それが土地の生産に対する貢献度＝生産弾性値と近似していたとすれば、このことは、当時の土地要素市場の在り方に重要な示唆を与えているように思われる。いま、土地の生産弾性性 α_A （＝土地の限界生産力／平均生産力〔反収〕）がその分配率（反当小作料／反収）に等しいとすれば、土地の限界生産力＝小作料（反）となり、農民は土地を新たに借り請ける際、その収益（限界生産力）とそのための費用（限界費用＝反当小作料）を均衡させる、言わば、結果的に、利益極大化行動を採っていたことになる。その限りで農民の行動はきわめて経済合理的で、言われているような地主の「横暴」による小作料の吊り上げはなかったことになる。土地市場は競争的で、小作料水準はその意味で市場の需給関係を反映した格好になっていたのである。近代日本の小作料水準が絶対的には高率であったにせよ、それは市場がタイトであったためで、地主の半封建的人格的支配による圧力はなかったことが考えられる。この点、実際にはどうであったか。次（第4）節で示すように、耕地造成・遊休地の程度、また農村人口の増加の程度、都市産業への労働供給との関わりでの小作農家数の推移等土地市場の需給面での実証的検討が必要となろう。

次に第2の問題、すなわち、近代日本の「高率」小作料を都市＝工業部門に対する低賃金労働供給との関連で議論するには、図2に示したような農村(業)労働供給モデルが有効であろう。図2－①は農村経済における労働供給（ $0 \rightarrow L_0$ ）と賃金 w （農業限界生産力）との関係を示したものである。

図2 農村労働供給モデル



いま、農村労働力 $=L_1$ とすると、農民の生活もしくは賃金水準は w_1 、競争地代（地主取り分）は $w_1 B A$ で囲まれた三角形（斜線部）となる。一方、農民の取り分は四角形 $w_1 B L_1 O$ である。さて、A. ルイス流に、近代日本＝工業化時代の農村が過剰就業の状態にあった仮定とすると、この時の w_1 は、図に示されているように、生存水準 S 以下ということになる。この場合、その限界生産力が生存水準を下回る部分の労働力 $L_1 L_s$ が農村過剰就業労働力、また、この時の労働力 $L_1 L_0$ は農外就業＝工業部門への労働供給量となる。

図から明らかのように、 w_1 の賃金＝生活水準では農民の生計維持に必要な $L_1 O S D$ を充たすことはできない。不足分 $S w_1 B D$ をどのように調達していたのだろうか。地主の「温情」か。それとも、親子・家族主義の包摂的エートス^{註24)}。後述するように、『小作慣行調査』から、農民が納めたのは実際には「契約小作料」ではなく、それよりも低い「実納小作料」であったことが判明している。「契約」と「実納」の差＝減免がすべでないにせよ不足の穴埋めに一役買っていたことも考えられる。いずれにせよ、過剰就業下では農民の取り分はそのままでは生計の維持に不足であった。近代日本の農村に餓死者が大量に発生していたという証拠がないとすれば、その不足の調整が何らかの形で地主・小作制を含む農村（家）制度内でつけられていたことになる。これは、寄生地主制の存在こそが「高率」小作料の強制を通じて農民の生活を且々の生存水準まで追いやり、そのことが都市＝工業部門への低賃金労働供給を生み出す最大の原因、とする通説的見解と真っ向から対立する。

従来の地主「横暴」説を図解すると（図2-②）、競争地代部分＝三角形 $w_2 E A$ （斜線部）が「高率」小作料の徴収で台形 $S F E A$ まで膨らみ、逆に、地主取り分の膨らんだ分＝四角形 $w_2 S F E$ だけ農民の生計が圧迫され生存水準 $=L_2 O S F$ にまで落ち込んだ格好になる。図2-②（通説的見解）と図2-①（本稿の見解）との決定的な違いは、出発点の競争地代の大きさ、もしくは都市（工業）・農村（農業）2部門の労働需給の均衡点 E 、 B の位置が生存水準均衡点 C をはさんで対称的に位置していることである^{註25)}。皮肉なことに、通説的見解では、競争地代（当初の地主取り分）は低く、一方、農村の競争賃金（生活水準）は生存水準以上に設定されている。かかる水準は、ルイス流に言えば「転換点」以降にはじめて達成されるもので、歴史的にはそれは1960年代の「高度成長」以降のことである^{註26)}。通説的見解の最大の問題点は、したがって、戦前期の農村の過剰人口の存在を認めながら生存水準を超える競争的賃金（ないし生活水準）を想定——それは、農民層の分解が十分な展開を見ていれば我が国においても資本主義的農業経営が成立していたとする想定と相通ずる——していることであろう。かりにそうであったとすれば、「高率」だったのは小作料でなく、皮肉にも、農民の生活水準だった、ということになる。しかし、過剰就業下でこうした

註24) 安場安吉『経済成長論』（筑摩書房、1980年）p.132～133。

註25) 安場『同上書』p.131。

註26) 安場『同上書』p.157。

事態を想定することは非現実的といわざるを得ない。

以上の検討から、最後に、寄生地主制＝日本低賃金構造説に対して次の3点を指摘しておこう。まず第一に、小作料率と生産弾性値の計測値との比較検討を通じ、両者はその水準において近似し、また長期趨勢的にも同一（低落）傾向にあったことが判明し、したがって、低賃金を支えたとされる「高率」小作料は、地主の「横暴」よりも、競争的土地市場下、需給関係を反映した可能性が強い。つまり、工業部門の賃金が低かったのは寄生地主制下の農村の高率小作料に規定されていたわけではないのである。第二に、低賃金を説明するには寄生地主制の存在は必要とせず、農村の過剰就業の状態を想定すれば十分である。そして第三に、この農村の過剰状態、人口／土地比率の高まりこそ日本型集約稲作経営の前提であり、また、我が国固有の土地所有形態：地主・小作制をもたらした原因であった。言わば、特殊日本後進論に代わって地域類型論的理解が必要である、と言うのがここでの見解である。

4. 小作料（率）に関する実証的考察

本節では、『大正十年府県別小作慣行調査』を資料に、この時期の小作料水準（率）に関する数量的観察結果を示して、1～3節で展開した本稿の見解を補強する実証的裏付けを得ることとする。

(1) 小作料・小作料率

表3第(2)欄より、大正10年の水稻（一毛作田）の地方別「契約小作料」（「普通」）を見ると、反当り小作料は全国平均1.044石、表示はしていないが、府県別には1.0石を中心に前後0.9～1.1石がもっとも多く、45府県中27府県、全体の6割以上がこの範囲に集中している。地方別には、表示したように、近畿で高く、東海、中国がこれに次ぐ。反対に、九州、四国で低く、関東も低目である。次に、表3・第(1)欄で反当収量（5ヶ年平均）を見ると、東北の2.123石を最高に、北陸、近畿および東海で高く、九州、四国、中国および関東で1.8石台と低くなっている。古くからの我が国の稲作先進地域畿内、北陸に東北地方が新たに加わったことがこの時代の大きな特徴と言える^{註27)}。

この反当収量と上記小作料水準から小作料率を求めると、全国平均で54.2%（表3・第(3)欄）、地方別には最低49.1%（東北）～58.2%（中国）と50%台がほとんどであった。府県ベースでこれを見ると：地図1、45府県中31県：15県が50%台前半、16県が50%台後半と、50%台は7割近くを占めていた。また、小作料率は西日本で高く、東・北日本で低くなっている。西日本の内中国地方

註27) 多収で耐寒性に優れた「亀ノ尾」の登場はそれまでの東北地方の稲作を一変させた。

の小作料率は60%を超えるか、もしくはそれに近いところが5県中3県(岡山、広島、島根)と異常に高い。今のところその理由は定かでないが、なんらかの特殊な条件があったと思われる。他に、高知および鹿児島でも60%を超えているが、これは両県で行なわれていた二期作との関連が考えられよう。いま、これら特殊とも思われる5県を除くと(この場合、全国平均は53.4%)、西日本の高率の印象は幾分弱まる。なお、全体として、反当収量の低い地方で小作料も低く(九州・四国・関東)、他方、反当収量の高い地方で小作料が高く(近畿・東海)なっていることが分かる。この点は、各府県の反当収量と小作料の相関関係を見た図3からも明らかである。そこには、全般的にも、また各地方毎に見ても、両者の間に正の相関関係があったことが示されている。小作料率の地方間・府県間開差は、基本的には、両地域の田地耕作システムの集約度の差違、もしくは2毛作化の程度・有無によるものと思われる。もっとも、こうした傾向から外れる例外的地方：東北、北陸もあった。おそらく東北や北陸地方の低い小作料率は、両地方とも反当収量は全国1、2の水準であったにも拘らず、冬期降雪のため2毛作が難しく、生計の大半を1毛作田に頼らざるを得なかったことから、小作料を大幅に増徴できなかったことがその最大の理由と考えられる。反当収量より「契約小作料」を差し引いた農民「作徳」分を表3第(8)欄を見ると、東北、北陸でそれぞれ1.081石、0.992石と高いが、裏作もなく、他の就業機会も少ない北地にあつて、反当り1石前後の「作徳」が「且々」の生存水準であったことが十分考えられよう。

観察された小作料率：54.2% (全国平均) は先に見た大正期の土地の生産弾性値 $\alpha_A=0.55$ (表1③) に驚くべきほど近似している。なお、小作料率を地方ベースで見ると、東北、北陸および北関東を中心に50%前後と低くなっている。東北、北陸の相対的に低い小作料率は裏作が不可能な単作地帯のケースであるが、今後、地方別に水稻生産関数を計測し、土地の生産弾性値と小作料率の

表3 大正10年一毛作田(「普通」)小作料(率)

		(1) 反当収量 (5ヶ年平均) 石	(2) 契約小作料 石	(3) 同小作料率 %	(4) 実納小作料 (5ヶ年平均) 石	(5) 同小作料率 %	(6) 契約・実納 小作料開差 石	(7) 同 小作料率開差 %	(8) 作徳 (契約) 石
東 北	6	2.123	1.042	49.1	1.036	48.8	0.006	0.3	1.081
関 東	6	1.863	1.026	54.9	0.937	50.4	0.089	4.5	0.837
東 海	5(4)*	1.994	1.090*	55.1	0.998*	50.4	0.092	4.7	0.904
北 陸	4	2.021	1.029	51.2	1.001	49.8	0.028	1.4	0.992
近 畿	9	2.007	1.119	56.0	1.055	52.9	0.064	3.1	0.888
中 国	5	1.822	1.060	58.2	0.995	54.6	0.065	3.6	0.762
四 国	4	1.825	1.004	55.1	0.950	52.0	0.054	3.1	0.821
九 州	7	1.790	0.958	53.7	0.926	51.8	0.032	1.9	0.832
全国平均	46(45)*	1.933	1.044	54.2	0.991	51.5	0.053	3.3	

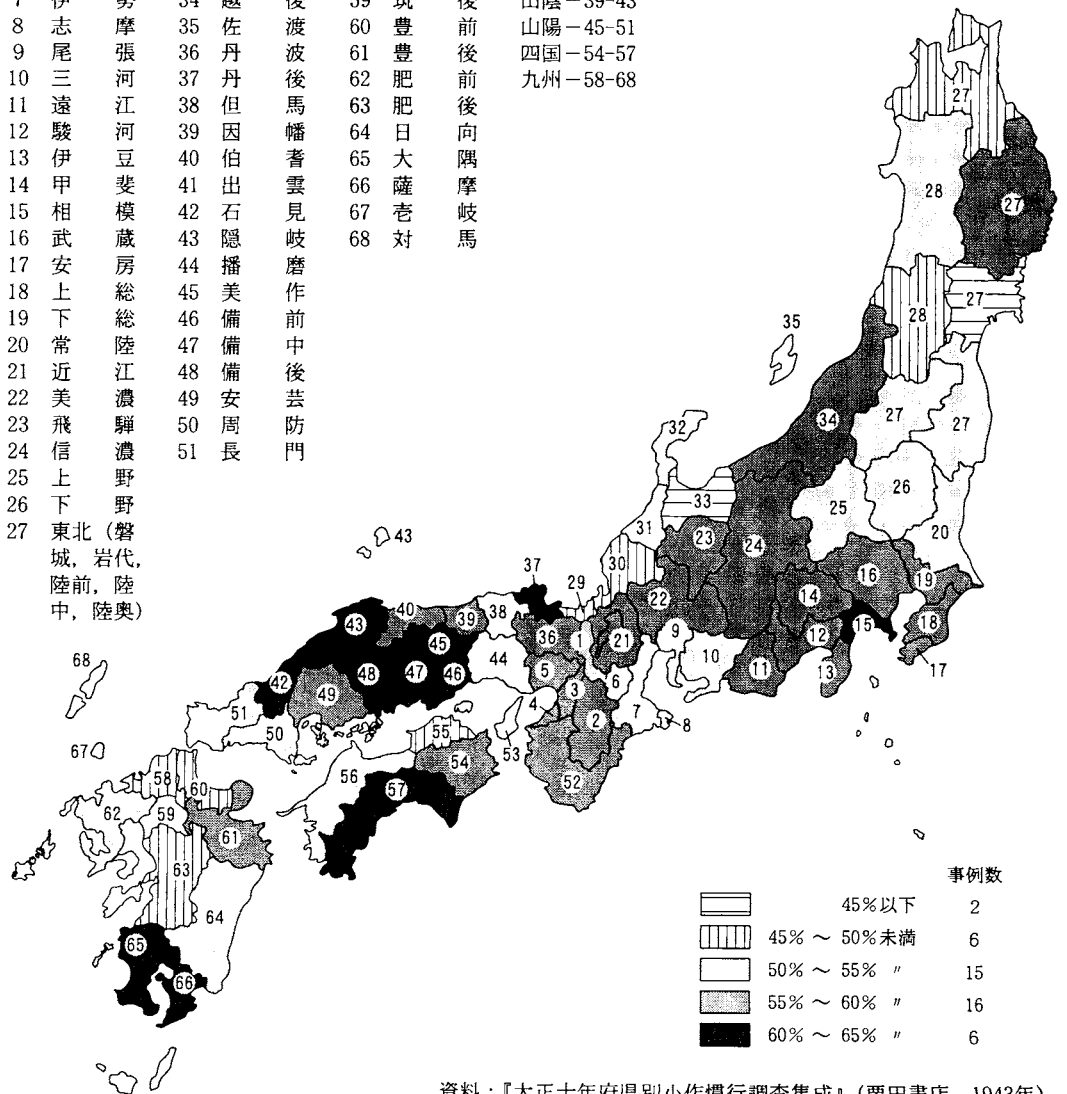
* 山梨は籾収量のため除く

資料：『大正十年府県別小作慣行調査集成』(栗田書店、1943年)

突き合わせが必要である。この点に関し、昭和10年代ではあるが、大川が推計した東日本の水稲生産関数の計測結果が低目の $\alpha_A=0.4\sim 0.5$ (表1⑤)が参考になろう。この地方の低目の小作料率と対応的である。地方別分析は今後に譲るとして、全体として生産弾性値と小作料率 (= 土地分配率) の一致が改めて実証された。この点は、再度、本節第(4)項で言及するところである。

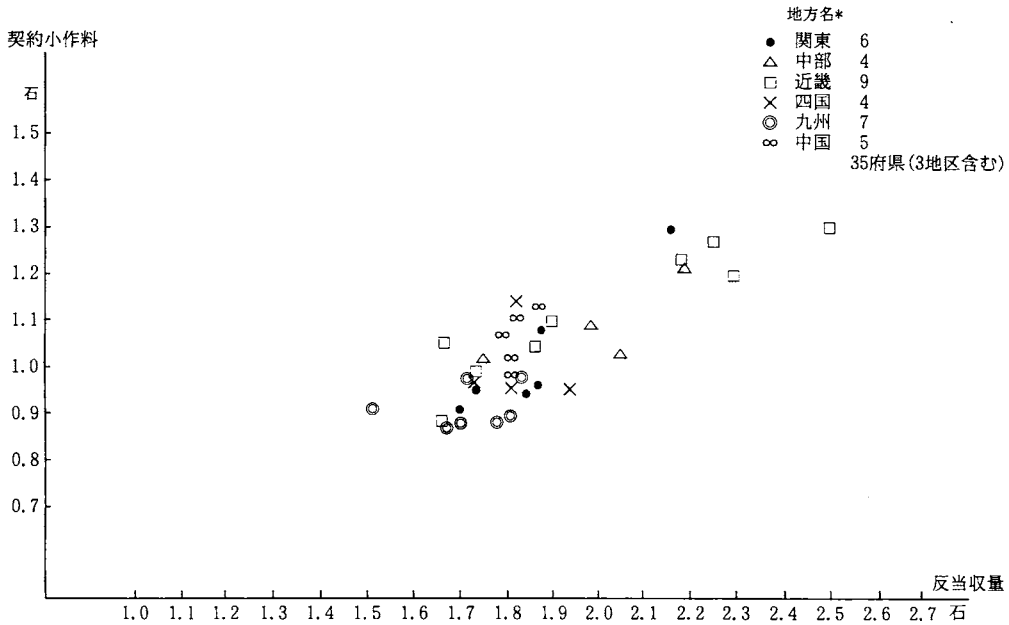
地図1 水稲一毛作田契約小作料率 (「普通」)

国	名	28	羽前・羽	52	紀伊	地方
1	山城	29	後若	53	淡路	近畿-1-5, 21, 36-38, 44, 52, 53
2	大河	30	越前	54	阿波	東海-6-15
3	和泉	31	加賀	55	讃岐	関東-15-20, 25, 26
4	摂津	32	能登	56	伊予	東北-27, 28
5	伊賀	33	越中	57	土佐	東山-14, 22-24
6	伊賀	34	越後	58	筑前	北陸-29-35
7	志摩	35	佐渡	59	筑後	山陰-39-43
8	尾張	36	丹波	60	豊前	山陽-45-51
9	三河	37	丹後	61	豊後	四国-54-57
10	遠江	38	但馬	62	肥前	九州-58-68
11	駿河	39	因幡	63	肥後	
12	伊豆	40	伯耆	64	日向	
13	甲斐	41	出雲	65	薩摩	
14	相模	42	石見	66	老	
15	武蔵	43	隠岐	67	耆	
16	安房	44	播磨	68	対	
17	上下	45	美作			
18	常陸	46	備前			
19	近江	47	備中			
20	美濃	48	備後			
21	飛騨	49	安芸			
22	信濃	50	防門			
23	野	51	長			
24	下					
25	東北					
26	(磐城, 岩代, 陸前, 陸中, 陸奥)					



資料：『大正十年府県別小作慣行調査集成』（栗田書店，1943年）

図3 大正10年反当り数量（一毛作田，「普通」）－契約小作料の相関関係



*東北，北陸地方は除く。

資料：『大正十年府県別小作慣行調査集成』。(栗田書店，1943年)

(2) 規模の経済性の喪失と「差額地代」徴収

小作料の多寡が基本的には土地生産力の大小に応じて決まるという関係（図3）をいっそう明確にするために、『大正十年府県別小作慣行調査』記載の一毛作田「普通」，「高」，「低」反当り小作料の地方別一覧を表4に掲げよう。そこには，田地の等級により小作料水準がまったく異なる様子が端的に反映されている。すなわち，ほとんどの地方で^{註28)}上・中・下田間の小作料に大きな開差——全国平均数字で0.705石(低)－1.044石(普通)－1.331石(高)，「高」・「低」間0.626石の開差——が見られていることが判明する。「高」・「低」間の反当り数量——表中（ ）内数字——の開きは0.97石であるから，収量増分の実に64%が「差額」地代として地主に徴収されていたわけである。この時の小作料率の標準は記述のごとく50%台であったから，小作料は収量増加に対しては累増的であったことになる。実際，表から，小作料率は，全国平均で50.7%（「低」），54.2%（「普通」），56.1%（「高」）と優良地ほど逡増している様子がわかる。稲作技術的に見て経営規模拡大による利益を期待できなかった当時において，地主が稲作経営への直接投資＝「手作り」経営を止め，土地生産力の高い優良地の確保＝「差額」地代の徴収を目指して貸付け小作地数の増加を図ったことは至極当然の成り行きであった。その際の小作料率の累進傾向は，労働生産性よりも常に土地生産性向上を

註28) 東海地方では開差は小さかった。

指向した日本型稲作農業に極めて適格的であった。そもそも、当初の地主による積極的な土地改良事業もそうした差額地代部分の増徴を目指した開発投資に他ならなかった。各府県の『小作慣行調査』にはしば次のような記載を目にする：「耕地整理ヲ実施シタル理由ヲ以テ直ニ小作料ヲ値上ケセルモノアリ」（秋田）、「整理ノ結果……小作料高クナリ不平ヲ抱クモノアリ」（山形）、「小作料ヲ値上セルモノアリ」（栃木・茨城・千葉・静岡・新潟・石川・福井・滋賀・京都・大阪・和歌山・岡山・広島・山口・徳島・愛媛・福岡・長崎・大分・熊本・宮崎）、「水路道路等整然トセル為灌排水運搬等ハ便利トナリシ為小作料幾分増加セルモノアリ」（群馬）、「一毛作地ヲ二毛作地ニ変更又ハ灌漑排水等ノ為相当ノ施設ヲ為シ土地ノ生産力ヲ増加セシ結果小作料ノ増額ヲ為シタル例アリ」（高知）。いずれも土地の改良が小作料収入の拡大に結びついていたことを物語るものである^{註29)}。しかし、改良事業が次第に公的事業の性格を帯びるのに伴い、地主自らが単独で開発投資を行なうことは次第に少なくなっていた。差額地代の徴収に関し地主は言わば”公共の恩恵”に与ることが

表4 大正10年一毛作田等級別契約小作料・小作料率

		(1) 低		(2) 普通		(3) 高		(4) 高～低開差	
		%	小作料(石)	%	小作料(石)	%	小作料(石)	%	石
東北	6	44.8	0.678 (1.527)	49.1	1.042 (2.123)	52.5	1.342 (2.548)	7.7	0.664
関東	6	53.4	0.754 (1.438)	54.9	1.026 (1.863)	58.1	1.332 (2.281)	4.7	0.578
東海	5	54.0	0.817 (1.525)	55.1	1.090 (1.994)	54.3	1.269 (2.378)	0.3	0.452
北陸	4	47.0	0.751 (1.607)	51.2	1.029 (2.021)	52.0	1.241 (2.390)	5.0	0.490
近畿	7 (9地方)	49.9	0.710 (1.401)	56.0	1.119 (2.007)	56.0	1.426 (2.464)	6.1	0.716
中国	5	54.2	0.663 (1.225)	58.2	1.060 (1.822)	59.0	1.360 (2.301)	4.8	0.697
四国	4	53.5	0.730 (1.367)	55.1	1.004 (1.825)	57.9	1.299 (2.272)	4.4	0.569
九州	7	50.1	0.607 (1.215)	53.7	0.958 (1.790)	55.6	1.286 (2.314)	5.5	0.679
全国 平均*	46 (45)	50.7	0.705 (1.400)	54.2	1.044 (1.933)	56.1	1.331 (2.378)	5.4	0.626 0.978

※全国平均の小作料率は46県地方平均。また、小作料・収穫量は45県地方平均

()内は平均反当収量

資料：『大正十年府県別小作慣行調査集成』

註29) 耕地整理組合法（明治32年）により、土地所有者の3分2以上の賛成をもって耕地整理は強行できた。ただし、中小の地主にとっては、半ば強制された改良事業費の供出に見合う小作料収入の増加が見込めなければ、それは地主経営の破綻の原因とさえなった。「地主ニ於イテハ修理費ノ負担又少ナカラサルモノアリ為ニ小作料ヲ引上ケラレタルモノアリ」（岐阜）や「小地主ニアリテハ耕地整理費の支弁ニ苦ミ之ヲ売却スルノ止ムナキニ至リ小作人カ其耕地ヲ減少シタルモノ稀ニアリ」（青森）の記載はそうした地主の立場を象徴的に示したものと見えよう。

できたのであり、以降、小作貸付け地のいっそうの集積＝「寄生」化の道を辿ることとなった。

(3) 過剰就業下の小作料水準

次に、再度表3に目を転じ、「契約小作料」・(率) (第(2)・(3)欄)と農民が実際に納入した「実納小作料」(第(4)・(5)欄)を比較検討して見よう。まず、いずれの地方も「実納」が「契約」を下回っていたことが判明する。両者の開差は平均で0.053石(率にして3.3%ポイント、以下同様)、最大は東海の0.092石(4.7%)、次いで関東の0.089石(4.5%)、中国の0.065石(3.6%)、近畿の0.064石(3.1%)であった。一方、開差の最小は東北で0.006石(0.3%)、北陸の0.028石(1.4%)、九州の0.032石(1.9%)がそれに続く。概して、小作料率の低い所(東北、北陸、九州)ほど開差は小さい。このうち東北、北陸は、既述したように、収量水準は全国最大であったものの、冬期裏作が不可能であったことから他の地方と同様の高率小作料を徴収できなかった。その意味では、すでに「契約小作料」の段階で「減免」措置が折り込み済みであり、そのことが開差が小幅に止まっていたことの理由と思われる。収量水準が反当1.79石と全国で一番低く、「契約小作料」も0.958石と全国で唯一1.0石割った九州も同様の理由であったことが考えられよう。四国もそれに近い。これらの地方を除くと、「実納小作料」は「契約小作料」を0.06～0.09石(3～5%)程下回っている。

ところで、この「契約」と「実納」の開差を都市工業部門の労働需要の拡大に伴う農民の対地主バーゲイン・パワーの上昇の結果とする見解がある^{註30)}。この時期、すでに我が国経済は重化学部門を含め工業国家として地歩を固め、就中、関東、東海、近畿地方における大都市部や工業地帯の旺盛な労働需要がこれらの地方の「実納小作料」を引き下げた要因になっていたというわけである。だが、そうした農村ないし農民側の交渉力の上昇が仮にあった場合には、それは時時の「実納」の多寡に表れるのではなく、むしろ小作「契約」そのものの改訂に結びつくのではなかろうか。ここでは、「契約」・「実納」開差発生別の理由を短期＝一時的減免の結果として次のように考えてみることにしよう。すなわち、都市工業部門の発展に伴い労働需要が拡大していたにせよ、第一次大戦のブーム期を除いて当時農村経済は、全般的に、過剰就業の状態にあった。そうした状況下では、すでに前節で考察したように、農民の限界生産力は生存水準に及ばず、小作料は、逆に、それを反映して高率であったことが考えられる。「契約小作料」とはかかる農村土地市場で決まった競争地代的内容を持った、農民にとっては厳しいものでなかっただろうか。いま、『小作慣行調査』により「小作料算出ノ根拠」を書き出して見ると、表5のようである。紙幅の関係から東北6県の記載に限っているが、他の地方も状況ほとんど似通っている。すなわち、小作料算出の方法には地域によってそれぞれ少しずつ異なるものの、大方の所で、明治初年来の旧法(時には「旧藩時代ノ租

註30) 例えば、友部謙一「土地制度」尾高煌之介/他編著『日本経済の200年』(日本評論社、1996年)p.143。

表5 大正10年小作料算出の根拠（東北地方）

福 島	平年収穫高ト認メラレル量ノ半分ヲ小作料トシ
宮 城	旧藩時代ノ祖父五公五民ヲ以テ税率ト定メラレタル慣例ニ基キ地主小作人協定ノ上定メタルモノ
岩 手	現在ノ小作料徴収ノ標準ハ区々ニシテ一定セス之ヲ大別シテ四トスルコトヲ得 <ul style="list-style-type: none"> ・明治八年地租改正ノ際政府ヨリ定メラレタル収穫米ヲ基準トシ之ニ対シ一割五分乃至四割ノ引方ヲ標準トシタルモノノ四郡 ・収穫高ノ折半ヲ標準トシタルモノノ三郡 ・収穫高ノ六割ヲ標準トシタルモノノ二郡 ・其他四郡ハ刈分小作ニシテ現物ヲ現場ニ於テ分配スルモノニシテ是又種々ノ差アリ
青 森	明治八年地租改正ノ際、政府ヨリ定メラレタル収穫米ヲ基準トシテ小作料ヲ算出決定セルハ今日ノ小作料額ノ根本ナリシカ如キモ其後種々ノ変遷アリ一定ノ標準ナキモ従来ノ小作料ヲ標準トシ収穫ノ多少、土質ノ善悪灌漑排水ノ便否通路ノ便否耕作ノ便否等ニヨリ斟酌セラレ今日ニ至リシモ大略収穫米ノ四分ヲ地主ニ其六分ヲ小作人ノ取得スル割合ナルモノヲ以テ適当ト認メラレ居ルヲ普通トス
秋 田	明治九年地租改正当時政府ノ調査ニヨル土地等及米ノ収穫高ヲ標準トシ尚地主小作人間ニ於テ協定セルモノ多シ <ul style="list-style-type: none"> ・普通四割五分ノ引方ヲ標準トシテ地主小作人ニ於テ協定取極メタルモノ (備考) 小作料決定起源右ノ如クナルモ現行ノ小作料ハ殆ト当時ノ小作料ヲ維持スルモノナク近年ノ収量ヲ基礎トシテ決定セラルルニ至レリ
山 形	古来ノ習慣ニシテ計算ノ基礎不明ナルモ大体収量ノ六割ヲ小作料トセルモノノ如シ又明治八年地租改正ノ際政府ノ査定セル収量ノ五割五分を小作料トセル地方アリ 耕地整理実行地方ニ於テハ地味、水利、交通ノ便否等ニ依リ田ヲ一等ヨリ五等マテニ分チ明治四十年頃ノ収量ヲ基準トシ其ノ半額ヲ小作料トセルモノアリ 明治二十一年頃土地売買ノ時価ニ対スル五分八厘ノ利子ニ相当スル米ヲ小作料トシタルモノ稀ニアリ

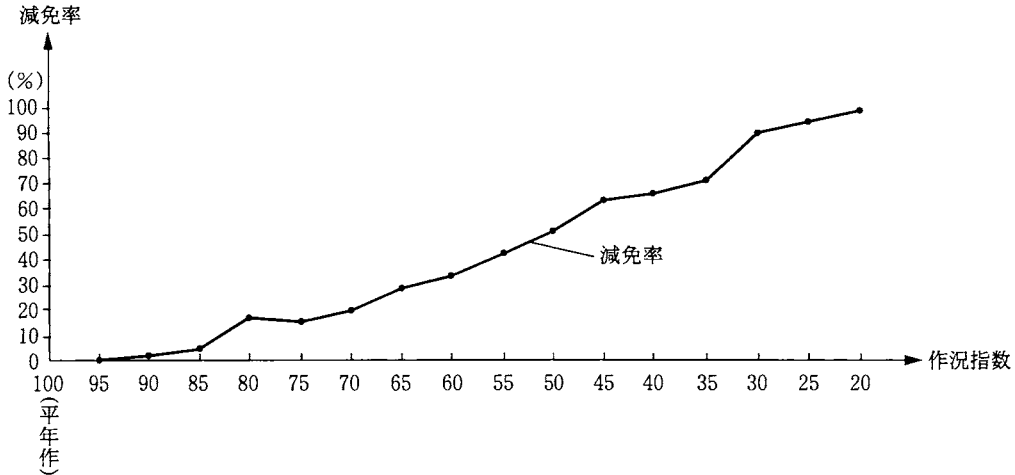
資料：『大正十年府県別小作慣行調査集成』

法」,「古来ノ習慣」)に從いつつ,「明治八年地租改正ノ際政府ヨリ定メラレタル収穫米」より一部分を控除=「引方」(5分~2割)したものを小作料の基礎として,その後の収穫高の変遷,土質の善悪,灌漑排水の便否,道路・交通の利便,地価等の現況を参酌して地主・小作人協議の上定めるのが最も標準的であった。小作料は,農村内の稲作経済の実態を少なからず反映して決められていたこと,また,地主・小作人間で実態経済の変化をそれぞれどの程度有利に小作料に反映させるかは,競争市場下両者の協議=バーゲイン力に左右されたであろうことが十分窺われるのである。

それ故に,厳しい条件下で締結された「契約小作料」がそのまま履行されることは稀でしかなかった。このことは,ほとんど全県・全地方で「実納小作料」が契約小作料を下回っていた事実から明らかである。契約された小作料は,農民にとってははじめから履行不可能な,「小作者ハ現在ノ小作料ヲ以テシテハ収益少ク其生活ヲ維持スルコト困難ナル」(福島)水準であったのである。だからこそ,農民は災害時には,当然,減免を要求できた:「実納小作料」。地主も経営の維持・小作人確保のため農民の最小限の要求には応ぜざるを得なかったのである。減免は,通常「小作證書」に明記されることは少なかったものの,どの地方でも「天災,水害,病虫害ニヨル不作ノ場

合」に慣行として着実に実施されていた。グラフ1は、不作の程度と小作料の軽減歩合との関連について見たものである。これによれば、平年作の90%前後の不作まではその負担は農民がほとんど負ったが、それを越える作況の悪化については減免となり、とくに作況が70%以下になると（凶作時）地主負担部分が急速に増え、50%以下の大凶作時には、災害リスクの大半を地主が負う格好になっていた。

グラフ1 大正10年作次指数と減免率との関係



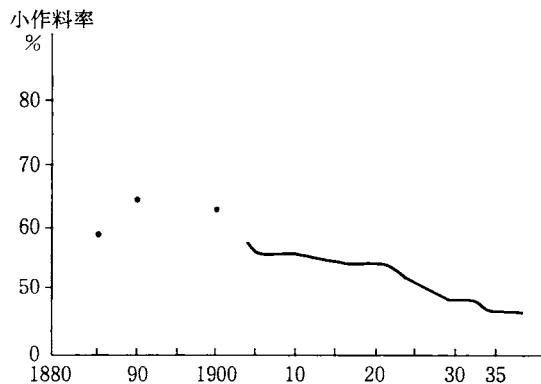
資料：『大正十年府県別小作慣行調査集成』

この他、災害によるものとは別に「小作料ヲ普通ノ小作料ヨリ幾分低目ニ定メ」る1～2割程度の「定免」が収穫不確実な河川流域地や山間地の劣悪田に適用されていた。すでに述べた1毛作地帯：東北・北陸の減免措置もこの「定免」に近い慣行だったと言えよう。その他、稀に「小作人ニ於テ特殊ノ災害、疾病等」(福島)、「小作人ニ病氣其ノ他甚大ナル不幸」(秋田)のような特例もあった。「其実際を見ルニ」、農民の生存水準の確保さえ困難な、「契約ノ小作料ヲ納入セルモノ殆トナ」(福島)き有様であった。減免が地主の温情によるものなのか農民の抵抗の結果か、いずれにせよ、減免を前提にしてはじめて存立し得た小作料徴収の実態がそこに窺える。一方、不作と同様平年作を上回る豊作が時折あったであろうが、その場合小作料の増徴はほとんどなかった。平常年の「高率」小作料を実現するための地主側の止むなき譲歩もしくは懐柔策の表れだったかも知れない。軽減された「実納小作料」によって農民の生存水準がどこまで回復を見たかは各地域の2毛作化や畑作の程度も併せ考えねばならないので詳細は不明だが、「契約小作料」の不履行(＝「実納小作料」の存在)の実態が過剰就業下の小作料の高率性を物語る。

(4) 小作料騰落の趨勢

こうした年々の作況による小作料の減免とは別に、より中・長期的に見て、小作契約そのものを
変更（＝「騰落」）させる要因として農業・農村を取り巻く経済全般の動向が考えられよう。表6
は「小作料騰落ノ趨勢及其ノ原因」を府県別に示したものである。これによると、東北、北陸、北
関東で小作料の騰貴の傾向が目立ち、逆に東京周辺および近畿、瀬戸内地方等の西日本で低落の傾
向がはっきりと確認できる。工業化・都市化の農村経済の影響の程度が小作契約をめぐる地主・小
作人間の立場（バーゲイン・パワー）に変化をもたらしていたと考えて間違いない。この点は、騰
落趨勢の原因を見れば、いっそう明らかとなる。すなわち、小作料低落の最大の原因として挙げら
れた「他業ノ有利」、「小作人ノ転業」、「労力ノ都市集中」・「小作人減少」は、工業化過程における
都市への労働力の流出の結果大都市周辺地域の小作人のバーゲイン・パワーが上昇し、農民が小作
契約を有利に締結し得たことを端的に示している。「小作人組合」の結成、「小作争議」の激化もこ
の時期の小作料「減額要求」に大きく貢献したのである。一方、東北や北陸の農村地帯では、逆に、
農村人口増加に伴う「耕地不足」が地主に有利に作用し、「農事改良」、「耕地整理」、「品種改良」、
「耕種法改善」の成果もあって小作料騰貴の原因となっていたのである。なお、この時期、日本経
済全体としてはまぎれもなく工業化・重化学工業化に向かっていた。その結果、グラフ2に見るよ
うに、全国の平均小作料率は低落傾向にあったが、上記のごとく、騰落の趨勢には地域的それぞれの
経済条件が反映されており、このことは、経済的外的強制「高率」小作料説を覆すとともに、小
作料決定のメカニズムが市場競争的であったとする前節までの主張をさらに補強するものである。

グラフ2 小作料率（全国平均）の推移



出所：友部謙一『土地制度』尾高煌之介／他編著
『日本経済の200年』（日本評論社，1996年）図7-2（p. 140）

近代日本地主制再考

表6 大正10年小作料騰落の趨勢及びその原因

騰貴の原因		府県数	低 落		府県数
①	人口増加に伴う耕地ノ不足 耕地不足	14	①	労力ノ欠乏 小作者減少 労銀昂騰	13
②	地主 小作人ノ変更	11	②	他業ノ有利 小作人ノ転業、労力ノ都市集中 労働昂騰	15
③	地主ニ於ケル企業的打算觀念	1	③	肥料價格ノ騰貴	2
④	公務諸掛ノ増大	5	④	小作人ノ生活向上	1
⑤	農事改良ノ結果收穫量ノ増加	2	⑤	穀価不振 農作物ノ下落 農業不利 農業収益寡少	15
⑥	近年耕地整理其二依り増収	3	⑥	地主小作利益均等タラシメントスル運動 小作爭議 小作組合(減額要求) 小作人勢力ノ増加 思想ノ變化	12
⑦	品種改良耕作方法等二依ル増収	3	⑦	經濟界ノ不況	1
⑧	地価ノ騰貴	4	⑧	土地ノ返還 經營面接ノ減少	1
⑨	耕種法改善二依ル増収 耕種肥培法ノ改良	4	⑨	生産費高騰	4
⑩	土地改良二依ル増収	3	⑩	耕地過剰 需給均衡失シ	7
⑪	小作人ノ増加に伴ウ小作地ノ競争	2	⑪	土地生産力ニ比シ小作料ノ高キコト	2
⑫	農業以外ノ事業界不況に伴ヒ歸農者ノ増加	1	⑫	副業ノ収入増加 商工業ノ勃興 労働賃金昂騰	2
⑬	物価騰貴	2	⑬	工業界の勃興ハ農業労力ヲ吸収	2
			⑭	財界ノ變動	1
			⑮	耕地ノ荒廢	1

	騰落ノ趨勢		原 因	
	騰貴	低落	騰 貴	低 落
福 島	○		①②③④⑤	①②
宮 城	○		①②	
岩 手	○		⑥⑨	
青 森	○		⑦①②⑧	
秋 田	○		⑨⑥⑩②⑪⑫	
山 形	○	一部○	①	
神奈川		○		②③④⑤
埼 玉		○		①⑤⑥
群 馬		○		⑥⑦
栃 木	○		④⑪⑤①②	
茨 城	○		④⑧②①⑨⑬	
千 葉	○		④①②	
静 岡	○		⑦①②	
愛 知				
岐 阜		○		②⑥⑧
山 梨	○		⑦⑩①④②	
長 野		○		⑤②⑥

	騰落ノ趨勢		傾向ナキ	原 因	
	騰貴	低落		騰 貴	低 落
新 潟	○			⑩⑥①	
富 山	○		○	①②⑧⑬	
石 川	一部○		○	⑨①⑧	②
福 井			○		⑤⑨
滋 賀		○			②⑩
京 都		○			②⑩⑪
奈 良		○			⑤②⑩
三 重		○			⑫⑥
和歌山		○			⑤⑪⑩
大 阪		○			①⑥
兵 庫		○			⑤⑨⑥
岡 山		○			⑤⑨⑥
広 島		○			⑤①
山 口		○			①
島 根		○			⑬②①⑫
鳥 取	○			①②	

	騰落ノ趨勢		原 因	
	騰貴	低落	騰 貴	低 落
徳 島	稀	○	①	⑤
香 川			該当無キ	
愛 媛		○		⑨⑬②①⑩⑥
高 知		○		①⑥②⑩
福 岡		○		①⑤②
佐 賀		○		④①⑤
長 崎		○		⑤②⑤
熊 本		○		⑤①⑩⑥
大 分		○		②①⑥
宮 崎	○	○	⑦①	②
鹿 児 島		○		①⑤②

資料：『大正十年府県別小作慣行調査集計』

5. むすび

筆者は長年、近世・近代における稲作農業に関し技術史の観点から研究を進めてきた。研究の主たる関心事は、田地の灌漑整備と多肥・多労化を特色とする所謂日本型集約稲作の内容、確立の経過およびその存立の歴史的動因を究明することであった。研究の過程でこれまでに明らかになった諸点を踏まえ、ここでは、今日でも依然として近代（農業）史研究の重要テーマの一つと考えられている地主・小作制度の問題を取り上げ、稲作技術史の立場からその再検討を試みた。

近代土地制度をめぐる通説的見解と本稿で設定した仮説との相違点は、前者が歴史の規範を西欧に求め、彼我の乖離を発展段階論的に日本の特殊・後進性として位置付けるのに対し、後者が地勢・風土、人口／土地比率等我が国固有の賦存条件を重視する地域・類型論的の観点から土地制度を扱っていることにある。西欧には見られない我が国近代の地主・小作制度は前者の立場からは半封建的寄生地主・零細小作制として捉えられるが、後者の立場からは、それは「寄生」などでは決してなく、当時の日本が置かれた農業経済環境の言わば歴史的帰結に他ならなかった。農業技術的に見て我が国水田稲作に大規模農業が成立する条件は乏しく、一方、近世・近代期の高い農村人口／土地比率の下では、家族労働による小規模・集約農業経営が最適的であった。その意味では、当時の家族農業は決して「零細」ではなく、また、土地節約的・他要素（労働・肥料）使用的な経営が経済合理的であったのである。こうした状況下では、地主の下に集積された土地は当然ながら小作地として貸し付けられたであろうし、その際、かりに小作料が高率であったとすれば、それは経済外強制によるものではなく、競争的土地ないし農村労働市場における逼迫した需給関係の結果である、というのが検証されるべき本稿の仮説であった。

2～4節までの理論的・実証的検討の結果、以下の点が明らかとなった。いずれも本稿の主張を裏付けるものである。すなわち、

- ①技術(史)的観点から我が国稲作農業経営に規模の経済性は確認できなかった。もし規模の経済性が存在したとすればそれは経営そのものよりも田地乾田化を中心とする灌漑整備にあったと思われる、したがって、田地整備事業が次第に地主の手から離れ国家の管理下に置かれるにつれ、それまで手作り地主経営に帰属していたであろうスケール・メリットは消失したと考えられる。
- ②これまでなされた農業生産関数の計測結果から土地の生産弾性値が当時の小作料率と近似していたこと、したがって、理論的には土地市場は競争的であったことが示唆されるが、資料の「小作料算出ノ根拠」、「小作料騰落ノ原因」の記載からも、当時、小作料が農耕地の多寡、農村人口の増減、他産業の動向等農業（村）内外の経済諸条件を十分反映した形で締結されていたことが判明する。

③農村の過剰就業状態を反映して「契約小作料」は確かに生存を脅かすほど「高率」に設定されていたが、現実には地主制下において、生存の回復を図る方向で減免を定常化した小作料の「実納」化＝定免慣行が存在していた。小作人の経済状態と地主・小作制度との関わり方について、地主制の存在そのものが小作人の生存を押し下げた元凶だったとするこれまでの見解は再検討が必要であろう。

小規模家族経営による集約稲作は、我が国の人口・土地賦存下で、また利用可能な動力化＝大型機械化の程度から見て、技術的にも経済的にも、当時最も有利な農法であったと判断される。こうした傾向は戦前期はもとより、小型の動力耕耘機や歩行用トラクター等が登場する戦後も続き、昭和30代、40年代の機械農業でさえ規模に関しては中立的であったという^{註31)}。我が国稲作農業が規模の経済性を発揮するのは、ようやく、農機具の中・大型化が進み始めた1970年代後半以降のことである^{註32)}。その背景に高度成長期（1960年代以降）の労働移動による農村における人口圧（人口／土地比率）の急速な低下があったことが留記されるべきであろう。しかし、そうした状況下でありながらもなお、今日に至るまで、経営の大規模化が十分に進行しなかったとすれば、そのことこそがまさに「歪み」であり成長経路からの「逸脱」なのである。日本農業に対する「零細」性や「後進」性の指摘があるとすればそれは近代ではなく現代について向けられるべきことなのである。

註31) 沢田収二郎『近代における日本農業の技術進歩』（農林統計協会、1991年）および土屋 造「前掲論文」。

註32) 速水佑次郎『前掲書』pp.202～204。